

議会運営委員会記録

令和8年1月20日（火）
開議 12時59分
閉議 16時11分
第4委員会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕瀧谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕岡山議員、遠藤議員、森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長、久保田書記

議題

1 令和7年12月定例会議での問題点や課題等について

資料1-1、1-2

2 浜田市議会基本条例の見直しについて

資料2

3 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[12 時 59 分 開議]

○岡本委員長

議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和7年12月定例会議での問題点や課題等について

○岡本委員長

議長から、このことについての見解を示してもらいたい。

○瀧谷議長

地方自治法に基づくと、執行部には予算編成権と執行権がある。議会の側は審査権と提案権で対抗要件になっている。全国1,700の自治体の状況を見ると、半数以上が衰退をしているため、地方自治法の考え方自体、二元代表制という考え方自体も瓦解しているのが正直なところであるが、現状の法律では、どうしても議会側の声を政策に反映してもらうことが非常に重要ではないかと思っている。

議員の方が、より多くの市民の声を聞く機会があるため、一般質問において、提案をしてもらったり論戦をしてもらい、市長部局に事業を実施してもらうよう働き掛けてもらいたいのが素直なところである。

多くの議員の質問を聞いてみると、聞くだけの質問、返答を求める質問が非常に多くなっている。論戦を展開してもらい事業を実施したい。持ち時間30分の中で数をある程度制限をし、事業についての自分の考え、ビジョン、実行することのメリットをきちんと説明してもらいながら、執行部に対して事業を実施してもらうようなことを図ってもらいたい。12月定例会議で非常にたくさん質問が出たので、まず個数について、議論をしてもらいたい。

時間について、質問と答弁時間で大体往復1時間ぐらいの方が非常に多くなっており、自分の考えを質問し答弁を求め、おおむね1時間、ちょっとオーバーぐらいになると思う。聞くだけの質問になると、どんどん時間がオーバーになる。その辺のところをぜひ変えてもらい3月定例会議に臨ませてもらえればと思う。

その他については、たくさんの議員から意見が出ているので、審議してもらえばと思う。

○岡本委員長

議論の中で、いろいろな形で市民から声が議長に届けられている案件もある中で、少し議長に意見を求めたり考え方を求めたりするので、お願いする。

それでは、資料について事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-1について、多くの議員から提出をもらった問題点や課題等というところで、一般質問、議案質疑、委員会、請願・陳情、出された意見をできるだけそのまま掲載している。

資料1-2について、議員から提出してもらった課題等について重複しているところ

も多くあったものをまとめて、同じようなカテゴリーに分けて掲載している。一番左側が問題点、課題等、真ん中が具体的な検討事項、検討の必要性の有無も含めて検討が必要ではないかというところを記載し、一番右が現在の定めているルールを記載した。

既に定めていることをしっかりと守れば、規定などの変更や改正を今後する必要もなく対応できるものも多くあることも含め、議論してほしい。

○岡本委員長

規定を守って行えば新しいルールを設ける必要があるものとそうでないものがある。大きな項目として五つあるが、その中の意見を一つひとつ見ていき、早急に決めるべきものを優先的に議論して決定したい。

一般質問について新しく何かしらのルールを決めるならば、2月13日の一般質問通告締切日の前に決定する必要があるといったところで議論してもらいたい。決定した内容については、浜田市議会申し合わせ事項等を改正するのではなく、3月定例会議で試行的に実施し検証を行い、変更が必要なものについては、関係例規について改正していくやり方で進めることしたいと思うが、よろしいか。

まず一般質問について、1項目ずつ読み上げる。それに伴う、申し合わせ事項があることについては事務局から説明をしてもらう。「1 質問項目が多く、論点が分散し、議論が浅くなっている」について、これまででは質問項目で大中小項目の形で上限を設定していなかった。

○下間局長

多くの議員から、質問項目が多過ぎるという意見をもらっている。質問の項目数、議長からもあったが、数を制限するかどうかというところを検討してほしい。申し合わせ事項9ページの4番目に、質問の通告書は質問の標題、大項目、中項目だけでなく、要旨、小項目を具体的に記載し、同時に提出することとするという定めがある。同時に、個人一般質問の対面型一問一答方式の導入について、ほぼ同じことが書かれているが、大項目、中項目、小項目等を記載して、小項目のところでしっかりと要旨が分かるようにというルール付けがある。そのようなルールを踏まえ、意見の多かった質問項目が多過ぎて議論が表面的になっているといった意見をどのように改善していくかで、小項目数について数の上限を設けるかについて協議してほしい。

○岡本委員長

大項目、中項目、小項目があり、経験の中で、おおむね13項目から16項目ぐらいで大体30分と思いながら質問をしてきた。このたびご存じのように、かなり多くなったので、少し整理をしなければならないと思っている。意見があれば聞くが、目標になるかもしれないが、これぐらいの個数でどうかをまとめさせてもらい、3月定例会議に向かいたい。

○大谷委員

状況によっては15項目ぐらいまでよいのかもしれないが、基本的には10項目から13項目ぐらいが経験上適当かと思う。

○今田委員

議論をするに当たり一番考えなければいけないのは、自分の持ち時間30分、あと答弁を含め60分の枠もあり、答弁の時間、そして再質問が無制限になったが、どのぐらい議論が深まるかにより時間は全然変わってくるので、恐らく30項目であるとしたら、自分が質問するのは1分、相手からの答弁も1項目につき再質問で結構行ったら1分取っていたら全然間に合わないと思うので、30項目でも多い気はしている。

30項目以内で、議論を深めたいところが各個人で設定をされているのであれば、多めの時間を考え方5分、10分というところでいくと、30項目以内の中でも、そのような配分をしたときに多いと思うので、15項目以内、人によっては10項目以内の話になる。多いというのは人それぞれ決まってくるが、30項目以上はないほうが現実的である。

○西田清久委員

どこまで掘り起こしたいのか、どこまで自分の意見を執行部に訴えるのか、どのような提案をするのか、議員の考え方になってくると思う。一般質問は行政が行う事務とか政策に対して自由度が高いが、効果を求めて行うべきだと思う。

いろいろな経緯の中で、議員もそれぞれ自分のやり方があり、何かを引き出そうとし効果を求めてのことであると思う。数の問題はいろいろあるが、過去には、時間も関係なく、1点だけをすごく集中し、これだけを行政に行ってもらうというような集中された場合は、よりインパクトのある一般質問もあった。

そのため、数の問題ではないのが、限られた30分という時間の中で、いかに効果が発揮できるような質問を自分の中でいろいろな形を作り、それぞれの考え方であると思う。数はあまり多過ぎたら引き出すことができない可能性もあるし、ある程度の制限は必要であると思う。

○岡本委員長

3名から意見をもらった。議長と議会運営委員会正副委員長で調整をしたときに、3月定例議会は少し試行的に、15項目か20項目ぐらいを取りあえず目安にできたらという意見があった。

○沖田委員

浜風の郷で、個数に関しては、個人の解釈があり、一応30分と決まっている。1項目に対して1分が、どのようなケースであろうと最低限そこは1分かかるだろう。上限となると30項目ではないかという意見であった。あとは議員の考え方なので、なかなか難しいところであるが、上限だけで考えると30項目までではないかと思う。

○岡本委員長

会派協議から30項目が出た。しっかりと管理ということではなく、上限が30個でも取りあえずよいのかと。ただそれ以上に100、またそれ以上というのは、議会運営上難しいと思うので、そのような決め方で、目安として30項目までを目指すと周知するなり、検討してもらうということで収めたいが、いかがか。

○村木委員

試行とそうではないというのは、どのような手続の問題か。

○岡本委員長

申し合わせ事項へ入れるには協議が必要である。3月定例会議は予算もあり、時間を費やして申し合わせ事項で決定するか、そうではなく、議論もできていないところがあるので、取りあえず決めて、6月定例会議、9月定例会議に、内容をもう一度精査して整理する方向にしたらどうかと、議長と議会運営委員会の正副委員長で話した。試行なので、ぜひ決めてほしいということであれば、これから日数を取って行っていくなければならない。森谷議員の意見を聞きたかったが、30項目が上限ではないかという意見が出たので、目標を30項目ぐらいにしたい。

○足立委員

質問数に関して、一つの質問に対して議論を深めていく、提案を議員側からすることを考えていくと、上限は30項目が限界値だろうと思っており、試行的に3月定例会議で行ってみて、6月定例会議になって50項目にする話には後戻りしないだろうと思っている。質問数に関して、当市議会では30項目が一つの上限ということをきちんと決めてよいと思う。試行的にやるのか、これ以外の部分を試行的にやるのか、一つひとつ分けてよいのではないかと思う。

○岡本委員長

一つひとつを確認しながら全体的に見て試行し、このようにやってみたが、もう少し考え方直そうということを6月定例会議以降にやろうと言っている。30項目が決定で取りあえず決めるから努力してほしい、会派に持ち帰って伝えてほしいということを言いたい。

○笹田副議長

浜風の郷としては、試行となると中途半端になるので、きちんと決めたほうがよいという話である。申し合わせ事項について、議会運営委員会で決めているので、何回も何回も変更することは可能であり、試行となるとどこにうたっているのかという話になったり、試行なんかしないということになる可能性もあるので、しっかり決めてしまってから行ったほうがよい。

○岡本委員長

十分かかる。当初は申し合わせ事項で、大体30項目で進めるか。

○小川副委員長

試行的という意図は、申し合わせ事項にするのであれば、このような文言でとしたときに、1回たたき台を作つて、議論して決めていかなければいけないのではないかという手続の問題があり、今回できるか。一般質問に関わる問題を通告締切りまでにきっちり徹底しなければいけないという時間的な関係もあり、委員長から提案した。議会運営に関する事であるから、試行ではなく正式に申し合わせ事項を変更しようという合意ができれば、別に全く問題ないと思う。

○岡本委員長

申し合わせ事項を整理をした状態で決めようと考えたときに、いろいろあり協議

する時間がない。申し合わせ事項を変更することの合意ができれば、それで着地させてもよいと思う。

○笹田副議長

申し合わせ事項の変更は、皆が納得すれば変えられることである。先日、飲料についての変更は、すぐに決まった。皆が合意すれば決まるので、時間をかけずに30項目でいこうと申し合わせ事項に書くだけで、そんなに難しいことではない。

○下間局長

議論、やり取りをもっと深掘りするために30項目に決めたというそれなりの理由、文言整理は必要と思う。申し合わせ事項も変えるのであれば、事務局で案を作り、議会運営委員会を再度開き、確認してもらう。

○柳楽委員

申し合わせ事項とはいえ決まり事なので、一旦たたき台でやってみて、すぐ変えるというのはどうなのかという疑問がある。30項目についても、小項目の1項目ごとに多分、再質問されると思う。小項目も全部自分が絶対ここは聞いておきたい項目は書く必要あると思うが、その項目が増えると再質問のところで、例えば1個ずつやったとしても60にはなる。上限なので、30項目までやらなければ別に問題はないと思うが、30項目は多いと思う。

○岡本委員長

意見があれば、そのことについてまとめてしまいたい。

○西田清久委員

申し合わせ事項で決めてしまうことは、意見が皆で一致すればできる。

○遠藤委員

30項目を上限にしたとしても、再質問をしてしまった場合、時間もかかっちゃうので、上限30項目だが、一般質問される人それぞれに任せても構わないと思う。

○岡本委員長

とりあえず、申し合わせ事項として決めながら進めるということで、皆の了承を得たということでしょうか。

(「はい」という声あり)

今後、確認をしながら、状況によっては申し合わせ事項が今までのものと状況が変わり、新たな申し合わせ事項になるかもしれないが、お願いする。

○森谷議員

申し合わせ事項の拘束力を教えてほしい。

○下間局長

申し合わせの位置付けに、この申合せは、会議規則、条例等に定めるもののほか、議会運営を円滑に進めるため、議会運営委員会の決定により浜田市議会の申し合わせ事項として定めるものであるという位置付けで定義はされているが、法ではないので法的な拘束力はない。

議会運営については、地方自治法、会議規則、委員会条例といった例規に沿って

進めつつも、各市議会によって細かい運用みたいなところは、申し合わせ事項を定めて、約束事として守っていこうというのが多くの市議会で行っていることである。法的な拘束力はないが、みんなで守り、この運用で行っていこうという位置付けのものである。

○森谷議員

一人が破った場合、約束を守らなかつた場合には、それを通すしかないのか。拘束力はないということで、自由に進めるしかないのか。

○下間局長

議会運営については、本会議では議長に議事進行権であったり、秩序の保持権とか、秩序を整理する権限がある。議題に関係のないことを言ったら、議長が発言を禁止する権限も持っているので、整理はできると思う。

○森谷議員

約束に関係のあることだったら構わないのか。約束を破っても、それを通すのか。

○岡本委員長

議長が判断するということである。

○森谷議員

議長が自分の判断で何でもできてしまうのか。指針はないのか。

○岡本委員長

議場の最高責任者は議長であるから、スムーズな運営ができる判断の中で、時間的とか項目とか、いろいろな諸問題がある場合、議長が制止をすることについて間違ってはいないと思う。いろいろなことについて従つてもらわないと、何らかの対応をせざるを得ない状況もあると思う。

○森谷議員

よく分かった。

○岡本委員長

大中小項目を含めて30項目以内に収めるように努力すると、申し合わせを整理したいがよいか。

○遠藤委員

努力でよいのか。

○岡本委員長

文言を整理したい。

2番の「質問時間、全体時間が長時間化している」ことについて、「議員の持ち時間及び全体時間の基準の見直し」が検討項目である。

○下間局長

「答弁時間を含め原則60分とする」という申し合わせと、個人一般質問の対面型一問一答方式の導入についての4番目、質問時間、回数のところの「1人当たりの持ち時間は1定例会ごと30分とする。」「質問の持ち時間には、答弁時間を含めない。」「質問の回数に制限は設けない。」というルール、質問時間は答弁を含まず1人持ち

時間として30分あるが、答弁を含めて、原則60分とするのがルールである。

持ち時間30分と決めているが、原則60分と言っても、執行部の答弁が長かったら90分になったり、超えたりしている現状もあり、持ち時間30分は担保するとなると、終わりの時間を決めるのが難しいのが現状のルールである。

○岡本委員長

議員の持ち時間は30分だが、答弁する執行部はおおむね30分、1時間以内という決め方をするなどについては、冒頭、議長からお願いがあった。聞くだけの質問ではなく、執行部としっかり議論ができる場にしてほしいということで認識している。申し合わせ事項に従い守っていくことでいかがか。

○森谷議員

私の質問が15秒で、相手の答えが5秒で、楽勝の時間で済む予定であった。イエスノーケエスチョンはやめてほしいと言われたので、はめられたみたいなものである。私が30分話すと、3分の1の10分ぐらいの答えで済む予定であった。楽勝だった。イエスノーケエスチョンで答えさせるのをやめてほしいと最初に言えなかったから、わけの分からないことを一人でやっているとパワハラされる。たまたまではない。

○岡本委員長

議長からは、しっかり議論をする場にしてほしいという要望を考えたら、難しいと思う。森谷議員の発言は、自分の持ち時間30分、執行部も30分で、おおむねそれでよいだろうということである。議員の持ち時間30分、執行部の答弁は30分で合わせて1時間で決めたいと思うがよいか。

○森谷議員

私はやり方がある。イエスノーケエスチョンの積み重ねで、次のところでやり取りができるわけであるから、議論が深まっていないとか言わないでほしい。

○岡本委員長

今後、そのようにやっていく意図があるそうである。

このことについては、申し合わせ事項どおり行うことでよいか。

○濫谷議長

60分と決めてもらうと、60分の段階で質問をカットしてもよいのか。

○大谷委員

原則60分があるので、話の流れで60分たったからそこまでということではなく、議長から通告された上で、あと数分については終われるような程度の時間は必要と思う。以前、70分までは許容するようなことがあったと聞く。

○西田清久委員

いろいろな一般質問の経緯の中で、原則60分で行ったのが、笹田議長のときに、答弁のこともあるので60分できっちりと閉めるわけにはいかないから、議長から60分経過したと伝え、質問を続け15分ほど猶予を見て、75分が経過した時点で終了してもらうというようなことがこれまであった。

○岡本委員長

議長の采配でどうするということに対しては、おおむね1時間と決めてあるが、これまでの運用でおおむね10分はオーバーしても議長の裁量で行ってきたということであるから、議長は議場を仕切ってほしい。

○笹田副議長

議長になったとき、そのような決まりがあり、60分たったときに事務局長がベルを鳴らした。10分しかないと議員に伝えて、10分たら10分経過したと、1分ぐらいは何とか猶予をもつていろいろやっていたが、2年目からは配慮し、皆がおおむね1時間で終わっていたので、答弁をしっかりやってもらってよいということで、そのような形で行った。議長の采配になってくると思うのだが、そのような決め方になるかと思う。

○岡本委員長

議場の運営については、議長にお願いしたいと思う。

○澁谷議長

60分が目安で70分までは行いたいと思う。

○岡本委員長

3番の「一問一答方式が徹底されていない」ことについて。

○森谷議員

議員が直すべきであるという流れになっていると思うが、執行部の答弁も間の抜けたものがいっぱいある。通告書も出しているわけだし、「議員が言ったことは、このようなことであると認識する」は、言わなくてもよいことではないか。一般質問がたくさんあり、執行部に対して短めに答弁するように伝えてほしい。

○岡本委員長

意見は真摯に受け止め、議長にも依頼し、執行部にそのことはお願いしたい。

○遠藤議員

一般質問の時間が25分で、もう少し話したいが、執行部の答弁が45分かかってしまった場合、一般質問時間は残り5分残したまま終わってしまう可能性が生まれるが、一般質問の30分の時間の担保はどうするのか。70分で切ると、30分話せない人が絶対出てくると思うので、30分の質問時間を担保するのか、担保せずに70分で切ってしまうのかを確認したい。

○澁谷議長

30分を担保することはできない。聞くだけの質問であれば1時間半、2時間になり、話が原点に戻ってしまう。そのため、1時間をめどにして最高70分という形で3月は行いたい。

○遠藤議員

一般質問により議論を深めてほしいとの相反するのではないか。

○澁谷議長

議論を深めるというのは、30分の持ち時間の中で議論してもらえばよいわけなので、自分の意見をきっちり言ってもらえば、答弁が圧倒的に増えることは普通ない。

1回行ってもらえば、理解してもらえると思う。

○村木委員

他自治体の議会を見ると、わざと市職員が長々と話し、議員の質問時間を減らすようしているので、どうしようもない。あらかじめ長々と話さないよう執行部側にも伝え、強制力はないが、議長が、途中で注意してもらうことも必要になると思う。

○岡本委員長

意見として聞く。議長についてはお願いする。

○西田清久委員

これまでも執行部の答弁に、どうしても長い答弁があるが、質問者側の質問の仕方によるところもある。各支所長の感想を聞いたりとか、一言で言うことに何倍もの時間を費やすとかいった質問の仕方も、ある程度、考えてもらう。執行部も丁寧に答弁をしようとする執行部もいるので、あまり時間を取りるような丁寧過ぎる答弁はできるだけ控えてもらうように議長から伝えてもらいたい。

○笹田副議長

今回申し合わせ事項を変えずに、原則60分となっているから、議長の裁量で70分として進めるということでおよいか。

○岡本委員長

申し合わせ事項はそのままで、議長裁量で行うということでおよいか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのように行う。

3番の「一問一答方式が徹底されていない」ということで、一問一答方式を原則とする運用の再確認が求められている。

○下間局長

議会基本条例の第7条第1項、「一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。」という規定がある。

次の4番の再質問のところと関連してくるが、一問一答の基本構成で、質問者は通告書に従って市政に関する質問や提案を行うということで、小項目①について通告をしなければいけない。質問①に対する執行部の答弁がある。その答弁を聞いて、答弁①に対する質問②、再質問であるので通告書に記載する必要はない。それに対して答弁、質問を行い、再質問は通告書に記載する必要はないが、通告した質問の答弁に対する質問ということは、重々知つておいてほしい。全然違う質問をするのではなく、ほかの質問をしたいのであれば、あらかじめ通告をしておいてほしいのがルールである。

4番の「再質問において執行部の答弁に基づかない通告外の事項が行われている」という現実があり、「一問一答方式が徹底されていない」という3番についても、一問一答は聞いている方に分かりやすく、質疑と答弁が繰り返されるという原則にあり、何とかや、何とかや、何とかについて考えを聞かせてもらいたいというのは、一問一答ではない。何とかについての考えを聞かせてほしいと質問し答弁、それについて質

問するのが一問一答方式のルールである。ルールに沿って行ってもらえば、3番とか4番は、あえて変えなくてもできることかと思う。

○岡本委員長

3番、4番、合わせて諂っている。各委員が自身の中身を充実させるための一つの手法について、反省すべきこともあるかもしれない。少し認識を持ってもらい、各会派に持ち帰って伝えてもらうということでよいか。

(「はい」という声あり)

5番目の「現状確認に終始し、課題解決につながらない質問が多い。市政の推進や改善につながる質問をすべき」について、課題→現状→問題点→提案→行政判断という質問構成を徹底していくべきではないかということである。

○下間局長

申し合わせ事項9ページの5番に、「個人一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の議論となるよう、次の4点については質問を差し控えることを前提に」というルールがあり、そのことも踏まえて通告書を出してもらえばよい。

○岡本委員長

認識してもらうということでよいか。

(「はい」という声あり)

○今田委員

個人の意見であるが、新人議員でなかなか一般質問が、きちんとできているのか、すごく不安で乗り越えた12月の定例会議であった。皆の中で、申し合わせ事項と外れているということがあれば、その場で伝えてもらったほうが次に生かしやすいので、意見をもらいたいと思う。

○岡本委員長

そのような意見が出たので、各会派に持ち帰り、指導をする立場で、意見を伝える姿勢で行ってもらいたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

○森谷議員

たくさんやっている中で何かがずれているところもあるのではないかと思うのだが、私自身の認識がないから、事務局に、何番目がおかしいと、率直な意見をもらいたい。

もう一つは、質問するために背景を説明するときに、途中で止められることがないようにしてほしい。

○岡本委員長

自分に対するアドバイスもお願いしたいということなので、よろしくお願ひする。

6番の「質問通告が不十分で、執行部の事前準備に支障がある。」について、通告様式の統一、大中小項目の明確化と具体的な検討について求められている。

○下間局長

申し合わせ事項4番に、「質問の通告書は、大中小項目だけでなく、要旨を小項目

を具体的に記載し、同時に提出することとする」というルールがある。読み原稿が必要なのではなく、具体的な要旨を記載してもらえば結構である。

議員によつては、読み原稿を先に作り、要点、要旨が分かるように短くされ、読み原稿と通告書を二つ作つている議員もたくさんいる。聞きたいことが具体的に分かるようにしないと執行部も担当部署が分からぬ。聞かなくても分かるような記載の仕方をしてもらえると助かるので、守ってもらえばよい。

○岡本委員長

質問の要旨を明確にしてほしいという問題であった。

○森谷議員

そのようなつもりで長々書いた質問もある。一般質問で短くしようとしたところ、短くしないでと事務局から言われたが、はつきりしてほしい。

○岡本委員長

その場面について分からぬので、意見として事務局に伝える。

○森谷議員

一般質問の通告書には簡単に書き、執行部には詳しいものを渡すよう言われたのか、一般質問の通告書に詳しく書いて、質問するときには簡単にするよう言われたのか分からなかつたので聞きたい。

○下間局長

要旨が分かればよい。読み原稿を書く必要はない。

○森谷議員

執行部に説明したく長くなっている部分もある。

○岡本委員長

要旨が含まれていれば、一般質問通告書をそのまま提出して構わないと思う。そのようなことをしているということか。

○森谷議員

したいときにはしており、短い項目で説明を行つたほうがよいときは、担当課へ説明を行つてゐる。要旨だけ書いて、添付書類を付けてよいのなら分かるが、一般市民に私が長々と書いた通告書が出でる。読みたくないと思い、交通整理してほしい。

○岡本委員長

一般質問通告書の提出後、議長団と議会運営委員会の正副委員長で読み合せをし確認をする。議員が執行部の担当課に説明に行くことではなく、提出された時点で、意味は完結しておいてほしい。説明に行くからよいような質問は、やるべきではない。

○森谷議員

執行部の職員が来るときもある。再質問の内容を問われたときに答えてよいのか。

○岡本委員長

意見として受け止める。

7番の「個人名を特定し、追及する発言が見られる。」について、個人名の発言、

名指し追及を行わない旨の明確化、発言表現に関する判断根拠の明確化について、議長、お願ひする。

○濱谷議長

議員間同士でも、以前は先輩議員、同僚議員だったが、議員個人の名前を言う。執行部の職員名を言う議員がいる。執行部側の名前を出さないのであれば、議員間同士も議員の名前を呼ばないという統一的な見解が必要ではないかと思う。

○岡本委員長

議長から提案があったが、どうか。

○大谷委員

一般質問の後半になると、早い日に質問された議員が同じような質問をされることがあり、ケーブルテレビの視聴者にも分かりやすくするつもりで、「何々議員が質問されたように」ということをしたことがあるが、固有名詞は控えたほうがよいということであれば、そのような対応はするが、複数の議員が質問されたときにはどのような対応をするかも今後考えたい。

○岡本委員長

このたびは固有名詞は言わない、同僚議員と個別の名前は言わないということでおいか。

(「はい」という声あり)

○森谷議員

以前は議員の個人名を言っていた。これも何回か言ったが、議員同士で褒めるようなことはよくない、評価責任につながると言って、先輩議員、同僚議員と言うようになってしまった。

法人であるから、名前を言ってよいに決まっている。名前を言えば、よく分かる。市役所の職員も公人である。名前を言ってはいけないという空気感が、完全にプライバシーの考え方からずれている。法的にどうかということも考えずに、自分たちの常識で行っている。法的にどうかということを、ChatGPTで調べ、必要な人に全部提供している。

○岡本委員長

森谷議員の提案は分かった。議長の提案について同意するか諮ったわけで、3月定例会議は、個別の名前は言わないことでお願いしたい。

8番の「説明用補助資料の使用ルールが徹底されていない。」について、取扱要領の遵守や改正の検討、資料の種類とか枚数が問題とされている。

○下間局長

一般質問説明用補助資料取扱要領を作ったときに、枚数制限が要るという意見もあったが、2番の(2)「資料の使用に関して枚数制限は設けないが、説明の補助手段として適切な枚数を使用する。」と、議員が判断するとして、制限は設けていない。

全部配信できない議員、全く配信ができなかつた議員もいた。自分の発言を補助する資料であり、資料のことを説明しないと会議録には残らないので発言をしてもら

いたい。資料は説明の補助手段、視覚的に見えるものであり、取扱要領策定時に、道路の写真、災害の質問をするときの災害の様子とかのイメージであった。ただ、資料の枚数が増えてきていたり、計画書の抜粋を映したり使い方がどうなのかと悩ましい部分がある。枚数とか制限する必要があるのか、資料の種類、内容について制限をする必要があるのか協議してほしい。

○岡本委員長

とりあえず枚数は決めていないから、諸問題が出たことを各会派に持ち帰り工夫をしようという話にするか、枚数を決めていくかと思うが、いきなりは難しいと思うので、補助資料の目的が、議事録に残るような形で説明が行われる資料でなくてはならないという位置付けで、持ち帰って周知してもらうことでいかがか。

○大谷委員

基本的に現状でよいが、テレビのフリップを見れば分かるように、画面で表示できる字数は限界がある。たくさんの字を補助資料で並べられても、タブレットで拡大しないと見えないことがあり、そのような指摘があったことも踏まえながら、本人の判断でよいかと思う。

○森谷議員

初めてやったが、スムーズにできない。事務局に行ってもらえば、こちらの負担もなくなると思う。

○岡本委員長

意見については協議しないこととする。今、事務局からあった、枚数の制限はしないが、各委員が、配慮、検討していくことにとどめたいと思う。

○足立委員

写真とか地図がスタートだった。補助資料は、ルールを定めているのであれば、あくまでも補助資料という位置付けを、再度、各会派、委員で振り返ったほうがよい。

今回、パワーポイントで作られた資料もあったが、資料を見ないと分からぬという方向に行ってしまうかと。あくまで補助資料というところは各委員が認識すべきである。

○岡本委員長

事務局のサポート、内容について、会派に持ち帰り、次回以降の検討としたいがよいか。

(「はい」という声あり)

9番の「移動のロスや資料携行の非効率をなくすため、自席での質問を行う方式を検討すべき」という意見がある。質問席ではなく、自席での発言の検討である。

○下間局長

一問一答方式を導入したときに質問席を作り前に出てもらうことになった。

○岡本委員長

一問一答方式を含め質問席という位置付けがあり、このような形であると思う。

○森谷議員

全てについて、無駄な時間がないほうがよいということで、資料を用意し、水を持って行って、1往復かかる。自席であれば、そのまま行える。Y o u T u b e を見ても、移動時間もはつきり言って無駄であると思う。

セレモニーとしての重みと言わいたら、返す言葉がないが、時間短縮で言えば、往復の時間は全く必要がない。全員協議会も自席で話している。

再質問をすると言って再質問する人がいるが、一問一答でキャッチボールするわけだから分かる。

○岡本委員長

これまでどおりで問題はないと思うが、皆から意見をもらい、まとめていく。

○大谷委員

一般質問の場合はケーブルテレビが放映するが、現在の機材であると横に振れないと思うので、難しいのではないか。

○沖田委員

自席で行う発想がなかった。独り舞台になれるのを奪われるのは辛い。

○森谷議員

ケーブルテレビがカメラの首振りが自由にできるということであれば、賛成されるということか。

○西田清久議員

実際、自治体によって質問席で一般質問されるところもある。当市の場合は、合併当初は一問一答ではなく一括質問一括答弁で、演壇で質問者は議員に向かって質問していた。そのようなやり方から一問一答方式に変わり現在の質問席に移った。

個人的な思いであるが、質問席に立つことは、独り舞台になる。自席で行うとすごくリラックスしたままで質問ができると思うが、執行部に対する勝負であり、ある程度集中したり気持ちを整えて向かっていく、その間が結構よいというところで、特に問題はないと思う。

○遠藤委員

個人的な意見としては、ずっと顔が映っている。常に緊張感を持っているが、いろいろなところにカメラを振ってもらうと、寝ている議員もいる。一般質問でも言つたが、寝ている執行部も議員もいる。読書している議員もいるので、神聖であるとか、ぴりっとするとかが、自分の質問のときだけでよいのか。再度、議員一人ひとりが確認してもらい、議場に立ちやり合うという意気があるのであれば、自分の質問のときもそうでないときも、同じようにしてもらえると非常によい。カメラの位置が変わってくれたら、うれしい。

○森谷議員

緊張して話したい議員は、前へ出て映してもらえばよい。そうでない議員が、時間の節約で普通どおり話したいと言ったら、それでよい。誰が寝ていてもすぐ見つかるのは副産物みたいな効果であるが、いろいろな方向にカメラを回してほしい。

○岡本委員長

意見として聞き、各会派で少し持ち帰り、必要性も含めて協議してほしいが、いかがか。

○笹田副議長

決めてよいと思う。

○岡本委員長

現行のままでよいか。

(「はい」という声あり)

現行のまま進める。

10番の「議長による議事整理、制止が不十分、本旨逸脱等の整理、答弁者指名方法」について、議事進行権行使の基準の整理が求められている。

○下間局長

会議規則の第54条で「発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」というのがあり、2項で「議長は、発言が前項の規定に反するときは、これを注意し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。」と、発言を禁止する権限も議長は持っている。

第55条で「議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる。」という権限もある。地方自治法にも議長の秩序保持権があり、本会議で議長の行えるところが大変大きい。

○岡本委員長

議長と議会運営委員会の正副委員長の話では、できるだけ議員の立場を尊重し、制限をかけなかったという反省ももらっている。今後は、議長としての務めについては、これまでの副議長の経験もあるので、対応してもらうということで整理したいと思うが、いかがか。

(「はい」という声あり)

○濫谷議長

以降、気を付ける。

○岡本委員長

暫時休憩する。

[14 時 24 分 休憩]

[14 時 34 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。

議案質疑の1番「質疑と意見表明、討論の区別が曖昧である」について、議案質疑は不明確な点を確認することに限り、自己の意見を述べることができない旨の徹底を図ってほしいということである。

○下間局長

会議規則第 54 条第 3 項に「議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。」とあり、一般質問は自分の意見を述べ、要望や提案をしてもよいが、質疑については自己の意見を述べることができないとされている。

議案質疑であれば、議案を可決するか否決するかの判断材料とするための確認、質疑をするものであり、その議題に関しての賛否を判断するのに必要な質疑をすると決まっているので、そこで自分が正しいと思う、不要だと思うといった自己の意見を述べることはできないとされている。

質疑をするに当たって補足説明的に、私はこの点についてはこのように考えるが提案者はどうかといった程度のものなら許されるという記載の仕方もされている図書もある。なかなか難しいが、基本的には、自己の意見を述べることができないとされているので、ルールを徹底していただければと思う。

○岡本委員長

各々が考えていけば十分その趣旨は徹底できると思っている。自分の意見は言えないということを徹底してもらえば、解決するという認識で終わりたいと思うがよいか。

(「なし」という声あり)

○森谷議員

正しい認識をしてもらうために、私は例を挙げているにすぎない。例を挙げているのに、関係ないと言われるが、関係ないと判断する方がもっと勉強してくれなければ困る。例を挙げることがなぜいけないのか、この点についていつも注意される。

○岡本委員長

質問してくれ、ということである。是正はよいか。

○森谷議員

例を挙げることはどうか。

○岡本委員長

議長の裁量になろうかと思うが、例を挙げることによって質疑が長くなることについては、明確にできるものをあえて詳しく説明することになるかと思う。質疑をする方はしっかり配慮しながら、議長も、その例は必要ないと仕切っていくのが正しい議会運営ではないかと思っている。

○森谷議員

議会運営も全て市民のためになることを行うものである。議会運営がスムーズに進んでも、市民のためにならない議会運営は意味がない。常に最終目的地、市民のためになるかどうかを見てほしい。議会運営がスムーズに進むからといって、市民のためにならないことを進めてはいけない。常に最終到着地点を見てやるべきである。

○岡本委員長

意見として聞く。

運営がうまくいくというのが大事なことなので、各委員には配慮願うようお願いする。

「本会議で詳細な質疑が行われている。」について、申し合わせ事項の徹底、詳細な審査は委員会で行う役割分担を徹底してほしいという内容である。

○下間局長

申し合わせ事項の質疑の4番目「委員会付託を予定されている議案に関し、所管委員会の委員は、市長等の考え方や方針をただす場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行うこと」としている。5番目「予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員会委員であるため、市長等の考え方や方針をただす場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う」としているので、徹底してもらえばと思う。

○岡本委員長

12月定例会議でもあったように思うが、担当委員会で質疑ができるのに、あえて本会議の議案質疑で行うことが少し問題であるという話を聞いている。担当委員会の所管事項については、自分の委員会で質問をすることとし、本会議での議案質疑は控えていただくのが本来の形と思う。その代わり、市長に聞くべきこと、大事なことについては、説明があったとおりであるので、各委員に伝えてほしい。確認で終わりたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

3番「一問一答方式が守られていない。」について、一問一答方式を再確認すべきではないかという意見である。

○下間局長

申し合わせの3番「質疑は一問一答とする」と決めている。2番「質疑の回数は制限しないが、議案の範囲外の意見を述べてはならない」と令和6年に新しく規定しており徹底してもらえばと思う。

○岡本委員長

一問一答方式は守っていくことでよろしくお願いする。

4番「質疑回数制限の扱いが整理されていない。回数制限の有無及び基準を整理すべきではないか」についても一問一答方式の中で、対応することでお願いする。

○下間局長

会議規則第50条「会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等についてはこの限りではない。」2項で「発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対または賛成の別を記載しなければならない。」とある。基本的に本会議で発言をする場合には通告書を提出しなければならないという決まりがある。当市議会の場合、議案に対する質疑は、会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとし、事前通告制を行う場合は事前に議会運営委員会で協議すると特別にルールを設けている。

本来であれば通告書を提出してもらうのがルールであり、執行部をずっと拘束しているのがどうなのだろうかという意見もある。特に議案質疑の日は、議題に關係の

ある課長が全て執行部控室に待機しており、質疑があるなしにかかわらず、一旦は待機をしている。議題になったら一人ひとり出てきて、質疑がなければ戻って次の方が待機してを繰り返している状態である。もし議会側で事前に発言通告書を提出してもらえるのであれば、執行部の不要な拘束がなくなることにもなるので、今回でなくともよいが、検討の余地はあると思う。

○岡本委員長

議長団と議会運営委員会正副委員長との話でも出た。この場で、ある程度方向性を決めていかなければ、執行部に対する配慮もあるうし、誰がどういうことを聞くのかが分かれば、一つの内容に対する取組も変わるとと思う。各委員の意見を聞いて、会議規則にあるように、議案質疑を通告制にすることで考えたいと思う。

○今田委員

議案質疑についての通告だが、大中小項目といったものは不要か。再質問に関しては回数制限がないので、答弁に対して一問一答というルールでよいのか。

○下間局長

会議規則にあるように、発言通告書には、質疑についてはその要旨を書くことになっている。議案質疑は議案第何号、何とか条例について、と明確に分かっているので、その部分を提示していただき、何が聞きたいかを提出してもらう程度で、大項目、中項目、小項目といったことは要らないと思う。質疑の回数は制限されていないので、事前に聞きたいことは全て通告書に書いてもらえば、やり取りできると思う。

○村木委員

委員会での質問に全く該当しないのにその場にいたり、全く答弁もしないのにそこにいるのは、市政の停滞にも影響を及ぼしていると思う。各支所長なども移動時間もあるし、ウェブができるのであればウェブで参加してもらうこと等も考えなければいけないと思っていたので、事前通告をきちんとして、答弁がある職員がいるという有意義な時間になるような取組が必要と思う。

○沖田委員

議案質疑の場で、特に委員外議員の場合、数字や対象者などを聞きたい場合もある。執行部側がしどろもどろになりながら時間を費やしている場合もあり、通告制の方がお互いスムーズと思う。この場で決めるのであればよいが、会派に持ち帰り検討してはいかがか。

○柳楽委員

関係のない職員がずっと拘束されるというのは問題があると思う反面、その場で他のことも知れる利点もあると思うが、基本的には、本来されるべき仕事がたくさんあると思う。検討する必要があると思う。

○小川副委員長

特に検討はしていないが、議案質疑のときに、全課長が待機し、すごく非効率であると感じていた。通告制は詳しくは書かなくても、通告があるかないか、大まかにどのようなことを聞きたいかということで、導入すべきではないかと思っている。

○西田清久委員

通告制に関しては、検討の余地はあると思う。

○下間局長

持ち帰って検討してもらえるのであれば、議案質疑を事前通告制とする、通告の締切日を設ける必要がある。あまりにも早過ぎると議員の皆の負担になるかもしれないし、少なくとも、議案の提案があつてから初日以降のどこかで、一般質問などとの兼ね合いでどれぐらいのところで通告の締切日を設けるか。もちろん早い方が執行部は有り難いが、今まで通告制がなかったのに通告制にしてもらえるのであれば、前日の午前中もあり得ると思う。事前に分かっていると準備もできるし、細かいことを聞かれても即答できると思うので、随分助かると思う。この部分については検討してほしい。

○岡本委員長

持ち帰って検討してもらい、事務局は、用紙、期間について検討の対象になるような形で、各会派に提案できるようお願いする。

○今田委員

予算決算委員会も同じ取扱いか。

○岡本委員長

議案質疑についてである。

5番「議題を逸脱した発言が見られる。」について、議長による即時制止を徹底するについて、各議員は逸脱しないような発言を配慮してもらわなければならない。そのような認識で各委員に伝えてもらうことでとどめたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

委員会審査について、各委員に諮る。

1番「審査時間が長時間化し、執行部拘束が過大である。」について、委員会運営時間の目安設定の検討、非効率な執行部待機などを検討すべきではないかという意見である。

○下間局長

申し合わせ事項の20ページに、令和4年に、執行部の議会出席対応について定めた。以前は、議題の有無にかかわらず、全ての部長級が本会議に集まり、委員会も全ての担当課が集合していたが、議会基本条例に「市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめ、委員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする」という規定があったので、議題に關係ある管理職だけの出席でよいと変えている。以前に比べると、必要な人間だけが集まる状況であるが、議案や請願などの審査によって、関係する担当課長などは長く拘束され、議題に關係なければ後のほうの順番までずっと待っていなければならない現状はある。やむを得ないとも思うし、目安の時間を決めるのも、審査の中身がどうなるか分からないところで、なかなか難しいと思っている。

○岡本委員長

非常に悩ましい問題である。どうしたら短縮できるのかは、会を重ねながら検討するところと思う。様々な議案が出たり、報告事項などは事前に議員のタブレットに配信し、読み込んで来てもらうことで、委員会の時間を短縮させる取組があるので、そこも徹底してもらえばと思う。逸脱しないような発言を心掛けるなど、大きな課題であると各委員に伝え、今後もし問題が出るようであれば、また協議していきたいと思う。そういうことでとどめたいがよいか。

(「はい」という声あり)

次に、「請願審査が長時間化している。」について、1件当たりの審査時間目安の設定が必要ではないかという意見である。

○下間局長

次の請願・陳情の1番「請願件数が多く審査・採決が長時間化している」と重なる部分があり、時間を設定するのはなかなか難しいと思っている。しっかり審議はしなければならない中で悩ましい。

○岡本委員長

この度の請願件数が非常に多かったことについて、市民の方から、お叱りを受けたりしている。どのような対応をしようか議長団で話した際に、件数に制限を加える、通年会期でもあるところで、最大でも20件で配慮してもらうよう、お願いしてみようということになった。議長は、請願権があるから認めるべきという厳しい考えであったが、市民からのお叱りもあることを踏まえ、少し工夫をしてほしいということであった。

○笹田副議長

申し合わせ事項に、「議員は請願の提出を自粛するものとする」というものがあるので、準じた言い方で説明した上、お願いする形のほうがよいのではないか。

○足立委員

20件や30件と決めて、権利があるものに対して根拠が曖昧ではないか。長時間労働に対する配慮という話にしかならないと思う。個数を決めるのはどうかと思う。

○岡本委員長

時間が非常に長くなるならば、請願だけは別の日にしようということになったからである。別の日に開催する一つの根拠として、数件であれば対応できるが、今回のように60件を超えるとどうかということになったため、件数を提案してみることになった。何もないと基準ができるない。

○今田委員

20項目というのは20件ということでよい。今回のように1件の中に5項目あり、3項目は総務委員会、2項目は産業建設委員会というように分かれることもある。1件につき10項目も出されてしまうと同じことになってしまう。

○岡本委員長

審査する項目数で考えてもらった方がよい。20項目に根拠がないと言わればそのとおりである。

請願審査だけを別日に設けて、60件を審査するのも一つの方法である。目標として20件までは対応できるが、それ以上は別日にしてもらう。時間を早めて9時からにするとか、審査を午後3時からにするとかも考えられる。

○村木委員

別日は、定例会議の期間中ということか。

○岡本委員長

そうである。

○柳楽委員

自己請願を対象に話をしていると思うが、それ以外の市民からの請願が出てくることもあり得ると思うが、その場合はどうするのか。

○岡本委員長

自己請願を20件にしてほしいという話をして、他から出ても、今までの経験上、さらに20件も出てくる可能性はないと判断している。

○柳楽委員

請願権を考えると、数を制限するのは難しいと思う。議員は、できる限り自粛するという申し合わせがあるので、徹底してもらうことが前提であると思う。

○笹田副議長

請願は認められた権利、会議が長いということはあまり言わない方がよいと思う。当たり前にやらなければいけない仕事なので、議会として長いから短くというのはおかしい。決まったルールの中で話をしなければならない。何件であろうが請願を認める以上は審査しなければいけないわけだから、件数を決めるのは難しい。請願権を認めている中でお願いするしかなく、自粛もお願いしかない。その程度しか、議会としては本人には伝えられないと思う。

○小川副委員長

申し合わせ事項の第2条第3項「議員は、請願の提出を自粛するものとする」は、議員の場合は一般質問もできるし、所管事務調査も委員会でできるし、いろいろな権限がある中で、全国民に与えられた権利であるが、議員としてできる部分はたくさんあるから配慮して、自らが請願者となることについて自粛することについて理解を求める。それでも全国市議会議長会でも、制限できないということが結論であるとすれば、そこを踏まえた上で、議事の効率的な運営、審査のために、それぐらいにとどめてもらえないかとお願いをしようということを理解してもらいたいという話をしたいだけである。

○澁谷議長

請願権は憲法上保障されている権利なので、制限することはなかなかできない。全国市議会議長会の見解もあるし、お願いするしかないと思う。

○大谷委員

同じような内容で出てきたときには受け付けないことでよいか。

○下間局長

受け付ける。請願を審査しないことはない。

○ 笹田副議長

同一内容で以前も審査したということで、再度同じ内容で出された場合は審査をしている。

○ 岡本委員長

議員は請願の提出を自粛するものとするとあるので、よろしくお願ひすることによいか。

(「はい」という声あり)

○ 森谷議員

紹介議員の場合は構わないので。

○ 岡本委員長

紹介議員の場合はよい。

3 番「委員会が説明聴取に終始している」について、チェック機関としての役割の再確認とある。

○ 下間局長

委員会が説明を聞くことにばかり集中していて、チェック機関としての役割が果たされていないという意見のようである。

○ 岡本委員長

執行部が説明すること、委員会が説明に終始することは、当たり前のことである。このような意見もあったと受け止めて終わりたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

4 番「議案提出時期が遅く、十分な審査ができない。」について、議案提出時期の前倒しの検討とあった。

○ 下間局長

急ぎよ間に合わないこともあるが、議会運営委員会の日には議案が出来上がったものをタブレットに配信し、会議の開催の3日前までに資料はタブレットに入れるルールにしている。執行部としては、これ以上早くの対応は非常に難しいので、理解してほしい。

○ 岡本委員長

これ以上は難しいということなので、意見をされた議員に説明をお願いする。

○ 森谷議員

難しくはない。やる気があるかないかだけである。締切りを明確にして、間に合わなかつたら載せない。一般質問でも、通告書が1分でも遅れたら行えないであろう。それと同じように、原則にすればよいだけの話である。私が12年前に議員になったときは、資料が朝置いてある状態で、読み込む時間もなかった。私が3日前までには出してほしいと言ったことで、3日前が厳格になった。しかし、いつの間にか議会事務局がルーズになり、きっちりやらなくなつた結果、その日に1枚だけあるとかになっている。一般質問通告書と同じように原則で厳格に行えば良いだけの話である。

○岡本委員長

意見として聞く。

5 番「委員長による議事整理」について、不規則発言の対応がある。委員会条例第15 条で、委員長は委員会の議事を整理し、秩序を保持することになっているので、委員長が適切に対応するということでとどめたいと思うが良いか。

○森谷議員

不規則発言と言っても、皆が気が付かないところを指摘するような不規則発言は、許されても良いと思う。ただ、とんでもない発言は厳しく取り締まるべきである。メリハリを付ける必要があるのではないか。

○岡本委員長

各委員は対応をよろしくお願ひする。

6 番「会派持ち帰りにより意思決定が停滞する。」について、LINE WORKSを活用し、協議等による議論継続、意思決定の迅速化、事務負担軽減という提案があつたが、現状の課題であり直接的な規定は別にないようである。

○森谷議員

皆もLINEを使っていると思うが、同じようにLINE WORKSもグループ機能があるので、会議を開くことなく、みんなで意見交換をすればよいと思う。1月1日に行おうと思ったことが、1月20日には問題解決していることも可能になる。一度もここに集まらなくてもよいわけである。一番よいのは、そこで意見が全て文字で集約されることである。議会事務局が文字起こしをする必要がなくなり、コピーアンドペーストするぐらいの時間しか必要なくなり、楽になるのではないかと思う。そしてスピードアップも図れる。どうしても話さなければいけないことがあれば、会議を5分でも30分でも開けば良いのではないか。

○岡本委員長

意見として聞く。

請願と陳情についてお諮りする。

1 番「請願件数が多く、審査・採決が長時間化している」について、同趣旨請願の一括審査の徹底とか、請願等の提出件数の上限設定とかの意見が出ている。請願については規定されているものであり、議員が請願することについては、第2条第3項に、議員は請願の提出を自粛するものとするところで、各委員に認識をしてもらったところであり、そのような形でここは終えたいと思うが良いか。

(「はい」という声あり)

○森谷議員

皆は時間が長引くこと自体をどう思っているのか。請願がたくさん出て、議論があることは、市民のために働いているということである。午後6時になろうが7時になろうが、市民のために働くことを喜びと感じなければいけないではないか。10時から始まって午後5時まで働くのは当たり前のことである。午後5時、6時までになると長いと言って何か規制しよう、請願を出すのは調子に乗っているという話になる

のはいけない。市民のために働きたいと思って選挙に立候補するわけであろう。なぜ働くとしないのか。

○岡本委員長

議員の請願については自肅することについては決めているので配慮願う。2番「議員が請願者または紹介議員を兼ねている」については、先ほど議論したので、次に進みたい。

3番「請願内容が抽象的で判断が難しい。」について、記載要件・様式の整理という意見である。

○下間局長

様式については定めている。ただ、これでないと絶対に受け付けないということはなかなか難しいので、同様のことが書いてあるのであれば、受け付けるべきかと思っている。

請願の内容が抽象的で判断が難しいことについては、不採択を相当とするもの

(4) 「願意が不明確で理解しがたいもの」というルールがあるので、請願内容が抽象的で分かりにくい、理解しがたいという時には、不採択を相当とすると決めている。これを参考に議員で判断してもらえればと思う。

○岡本委員長

今、局長から話があった。各委員会で、不明瞭であれば、不採択とするような対応をしてほしいという話である。

○森谷議員

誰もが請願する権利があり、憲法でも保障されている。誰でもできるわけである。願意が不明瞭であると言って、能力がある人だけを対象にするようなことがあってはいけないと思う。できるだけすくい上げるようにしなければならないと思う。私はこのような苦労をしていると訴えたときに、訳が分からないと門前払いするようなことがあってはならないと思う。こちらから聞きに行くとか、電話をかけるとか、そのぐらいのことをしなければいけないと思う。

○岡本委員長

4番「実施済みの事項（さらに実施を要望する事項）に関する請願の取扱いが不統一。」について、採択、不採択、趣旨採択の基準を整理すべきであるという内容である。

既に執行部が実施していることはそれで終わりにするべきであるという意見がある一方で、もっとやってほしいと整理をされると、執行部側もあと何をすれば良いのかという答えがあったと聞いているし、採択する方も何をさせるのかということになるので問題ではないかという意見であると思う。

○森谷議員

執行部が何をすればいいか分からなければ請願者に聞けばよいし、議員が何をさせればいいか分からなければ聞けばよい。

○岡本委員長

委員会の採択の対象になると思うので、各委員会でしっかりとこの取扱いについては協議していただき、同じ内容なのに、一方は採択、一方は不採択というアンバランスがないよう、各委員会でしっかりと話し合ってもらうことで、お願ひをしたいと思うが良いか。

(「はい」という声あり)

実施済みのことについてはそのように対応したいと思う。

5番「請願者等の趣旨説明機会の確保の可否（電話や音声、映像によるメッセージ提出等）」について、請願者等の趣旨説明機会の確保という意見である。

○森谷議員

請願者や陳情者に話をさせたくないという雰囲気がある。文書で書くのと話すのでは、会話した方が分かりやすいに決まっている。執行部とのやり取りも、資料だけでオーケーとはしないであろう。それと同じように、説明の機会を設けてあげて、Y o u T u b e 等で動画で発信してあげればよいと思う。やる人がいないと言うなら、私が一人で担当する。その人の所へ行って話を聞いて、Y o u T u b e でアップすれば誰でも分かるし、執行部や議会の時間も要らない。積極的にデジタル化を進めるべきである。市長がD Xと言っているのだから、議会もD Xを推進すべきである。

○岡本委員長

請願者に対して趣旨説明の機会は、これまでもあったと思っている。電話や音声での対応は難しいと思われる。請願の趣旨説明の機会が確保されていないことについては確保されていると思うし、各委員会で参考人招致を求める必要があるかないかを判断して決めておられるので、この内容については確保されていると整理をしたい。今後また意見として出してもらうということで、今回は確保されているという認識でとどめておきたいが良いか。

(「はい」という声あり)

○森谷議員

請願者や陳情者は連絡が取れる人もいるので、私がその人と連絡を取って、会話を動画で撮影し、その人の許可を得てY o u T u b e でアップするのは問題ないか。

○岡本委員長

動画については、ここでは判断できない。動画を撮影することについて、申入れをしてもらって協議することになるだろうと思う。

○森谷議員

私が議会とは関係ないところで、動画を撮ってアップするということである。それは自由であろう。

○岡本委員長

自由ではないと思う。

○森谷議員

その理由を教えていただきたい。

○岡本委員長

請願者がいて、紹介議員がいる。
少し休憩する。

[15 時 28 分 休憩]
[15 時 31 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。

先ほど、森谷議員から、自分が情報を取ってY o u T u b e等に載せることについての解釈があったが、私のほうが違った解釈をしていた。このことについては我々が関わることではないので、これにとどめて終わりたいと思う。

その他の1番「議長の議事進行・整理が十分でない。」について、段階的な議事進行・対応の明文化という指摘があったが、既に議長の反省もあり、対応されるとのことなので、指摘があり対応されるということでとどめたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

2番「ハラスメントと受け取られる言動への懸念がある。」について、発言・行動ルールの制度周知とある。午前中、このことについては研修したので、各委員に配慮をお願いすることでとどめたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

3番「議会の規律・品位に関する課題がある。」について、服装・規律・マナーの再確認とある。

○下間局長

服装については、申し合わせのところで、各議員の判断とするとしている。規定していることはこれだけである。

○岡本委員長

品位についてうたっているので、各議員は、そのことについて自己の責任で対応してもらえればと思う。この内容についても確認で終わりたいと思うがよいか。

(「はい」という声あり)

4番「新人議員の研修・フォローワーク体制が不足している」について、議会としての研修体制整備の検討が必要ではないかとある。

○下間局長

改選時に、議会運営について説明をしたが、本当に概略だけで、一つひとつの詳しい説明はしていないのは事実である。このような研修をしてほしいという声があれば、議会運営委員会主催の研修などもできる。全てができるわけではないが、このような研修がしたいという意見があり伝えてもらえば、議会運営委員会の正副委員長と相談しながら進められると思う。全てのことを事務局が教えたり、講師を呼んできて教えたりするのも難しいので、意見にもあったように先輩議員に教えてもらう、政務活動費を使ってもらえると有り難い。

○岡本委員長

子ども条例について、もう少し研修した方がよいという意見をもらっている。議会運営委員会の担当になると思うので、新人議員の研修もしくは議員の研修も含めて各会派で検討され提案があれば出してもらい、事務局と相談をして対応することで収めたいがよいか。

(「はい」という声あり)

5 番「会議時間の長時間化による負担が大きい。」について、日程、休憩運用の見直しの検討とあるように、各議員が配慮してもらうことが、入口として大事なことであると思うので、よろしくお願ひすることでとどめたいと思うが良いか。

(「はい」という声あり)

6 番「決算（9月）・当初予算（3月）の予算決算委員会での通告数や時間制限を視野に入れる必要がある」について、3月定例会議では当初予算があるが、通告数や時間制限を検討すべきではないかということである。

○足立委員

予算については、各議員がいろいろな思いで、事業ごとに確認をすると思うので、通告数を制限するのは難しいと思う。

○大谷委員

同様である。

○森谷議員

最終の目的地は、市民のためであり、私たちが働くわけである。数が少ないので多いのとどちらが市民のためになるか、時間制限を設けるのと設けないとどちらが市民のためになるか、当たり前ではないか。このようなことを提案する方がおかしい。

○岡本委員長

意見は聞いた。

意見も出たが、従来どおり行うことでよいか。

○澁谷議長

予算決算委員会の開始時間を9時にしてほしいという要望があった。

○岡本委員長

時間を前倒しして9時からという話があったことについては、そのような配慮はしても良いと思う。決算審査も9時から、その他は10時からということですか。

(「はい」という声あり)

○森谷議員

10時からが当たり前であると思っているようだが、全部9時からにすれば良いのではないか。

○岡本委員長

意見は聞いた。

それでは、6番の項目については、そのような形にする。

7番「議員のSNS発信等への議会としての対応が未整理」について、対応の仕組

みを検討すべきではないかとある。

○小川副委員長

SNSで時々議会のことが取り上げられるが、役職にある人の言動が何かに抵触するのではないかというような限定的な内容であったりすると問題ではないかと感じる。しかし、議会の中で、これは問題だから控えた方が良い、表現の自由の範囲である、といったことを検証できる場がないと、SNSに乗って広がる可能性があるときに、個人に対する不利益につながるのではないかという心配があるため、何らかのルールが必要と思い指摘した。

○岡本委員長

本日の研修でも、様々なハラスメントが出ていた。そのことについて研修したし、今後、気をつけなければならないと思う。ただ、今の意見は、問題が出たときは、どこかで問題視して議論し正しい方向に持っていく会議を持つべきではないかという話である。議員定数等議会活性化特別委員会の中で、このことが図られるのが一番よいかと思う。ここで新たな会議や組織をつくるわけにはいかないので、研修で学んだように、この問題を取り組んでいくわけなので、このことをすぐに扱える組織体にしてほしいということでおいか。

(「はい」という声あり)

○足立委員

SNSに関連するが、Y o u T u b e の映像権利について、議会事務局にあるのか、浜田市にあるのか、誰にあるのか。他市では収益化に動いているところもある。せっかく配信するのに、無益で出すよりは、収益化しても悪くないと思っている。

○下間局長

収益化についてはよく分からぬが、議会事務局が出しているY o u T u b e の再生回数は多くはない。

○岡本委員長

この件は少し研究、調査してほしい。

○森谷議員

SNSでの発信は、そもそも表現の自由であり、憲法の範囲内である。議員が議会について私見を述べたとして、取り締まろうとするのは警察がやることである。我々には取り締まる権限はない。街宣車で騒いでいるのも自由であるし、各政党が活動しているのも自由であり、規制する法律もない。それ以上のことをしようと思うこと自体がおかしい。

○岡本委員長

8番「LINE WORKSのトーク『全議員(23)』は、情報漏洩とし防止のため事務局からの連絡に限定」について、対応の仕組みを検討すべきとある。

○下間局長

LINE WORKSの全議員のトークに一議員が頻繁に発信すると、他の情報を漏洩とすからどうなのかという意見があった。

○岡本委員長

各委員はしっかり見てほしいということで終わりたい。

○下間局長

事務局からの連絡に限定してほしいという意見であり、そのようなルールは今ないので、どうするかである。自由闊達な意見交換の場と思えば自由にしてもらっても良いし、見落とすから事務局からの連絡だけにしてほしいと各委員が言うのであればそれでよい。

○岡本委員長

今までどおりでどうか。

○森谷議員

「今までどおり」という意見は、コンサルティングの世界では最悪である。一年間同じことが繰り返されたら、そこではそれ以上のことを考えなかつたことになり、駄目な会社という位置付けになる。どちらが市民にとってプラスか、情報を流すか流さないか、会話するかしないか、そこが出発点である。それを各委員は考えてほしい。そうすればおのずと答えは出るはずである。

○岡本委員長

現状のままでよいか、制限を設けるか。

○小川副委員長

現状どおりで差し支えないように感じている。

○岡本委員長

他にあるか。今、現状どおりでよいという意見だが。

○柳楽委員

現状どおりという考え方もあるかもしれないが、議論になっていることは、回数がそんなに多くなければ紛らわしくはないと思うが、回数が増えると、事務局から送られてくるものと分かりにくくなる場合もあるかと思う。発信をしたいのであれば、別のグループを作った方が分かりやすいのではないか。そうでないと分かりにくくなると思う。

○岡本委員長

現状はそうではない。

○今田委員

L I N E W O R K S のトークルームの全議員（23）を「事務局発信用」と、みんなが議論できる「全議員討議用」といった二つのグループを作ってはいかがか。S i d e B o o k s に資料を挙げたという連絡もあるが、それはS i d e B o o k s の一覧で確認できる。トークルームを分けることが一番分かりやすいかも知れない。

○岡本委員長

そういう意見が出た。

○小川副委員長

全議員（23）のグループは、議会事務局からの重要なお知らせなど、全員に周知

しておかなければいけないということで、最初に、1日に3回ぐらいは確認するよう
にという指導があったと記憶している。個人個人がみんな書き込みをすることにより、
その趣旨が変わってくるのではないか。事務局からの連絡事項という趣旨が薄まっ
てしまうのではないかと感じた。

○下間局長

最初の立上がりは、全議員にお知らせしたいことを発信していた。それが事務局
からだけなのか、他の議員から全議員にお伝えしたいことも認めるのか。実際、神楽
の議員連盟の関係もこのトークを使って発信し、加入したい人を募るようなこともし
ているので、事務局としてはどのような使い方をしていただいても構わない。

○岡本委員長

整理しようとするならば、二つに分けることも可能であることを踏まえ、二つに
分けるか、今のところ件数が少ないので、このままでいくか、どちらかになると思
うが、どのように整理しようか。

○足立委員

支障が出ていないので、このままで良いと思う。

○西田清久委員

進歩がないけれど、このままで良いと思う。

○森谷議員

トライアンドエラーである。このままでは何もしないということだから、作って
みて、だめならやめてもよいわけである。そうすれば話が広がるかもしれない。

○岡本委員長

問題が出たら、その時に検討してもらうということで、先ほどまとまったところ
なので、現状のままでよろしくお願ひする。

以上で、議題1については協議を終わりたいと思う。

2 浜田市議会基本条例の見直しについて

○岡本委員長

資料は、11月21日の議会運営委員会で目的が達成されているかどうか、条例改正
の必要あり、対応されていない・改正案あり、対応されていない・改正案なし、まあ
まあ達成・改正案あり、まあまあ達成・改正案なしとされたものを抽出したものである。

資料について、事前に確認してもらっていると思うので、改正の有無、達成に向
けた対応等について、各会派で協議してもらった内容の報告をお願いする。

○大谷委員

達成されていないと認識される部分については、その状況を改善するように今後
努力するということで、特段、条文を改正するところまでは至らないのではないかと
考えている。

○小川副委員長

達成度について問題があるようなところについていくつかあるが、条文改正までは必要ないのではということである。議会改革で進んできた中で、市内の旅費等の取扱いについて、現在のやり方は、使い勝手が悪くてすっきりしたやり方ではないかという、強い意見を持っている議員もいるので、そこら辺の工夫ができれば。第18条について議論してほしいという要望が出た。

○柳楽委員

第5条、第10条、第23条について改正案を出した。他会派から条文を変えるところまでは必要ないのではないかとの意見もあった。改正の必要がないとなれば、今後、中身をもっとしっかりと検討してやり方を深めていくことは、取り組まないといけないと思う。そのような検討はお願いしたい。

○村木委員

どちらかというと、できていないから、どのようにすればできるかということを、特別委員会や議会運営委員会とかで協議をしていくということで、第10条、第11条、第12条、第15条について、イメージを記載した。第22条の重要案件は補正予算の何億円以上、新規大型事業、総合振興計画とかがあったら、自動的に議論すべきことにならどうかと考えている。条文の改正までは求めていないが、できないところについてはできる工夫をしていこうといったことをまとめて記載した。

○岡本委員長

今変える必要がないこと、多くはないが、細かいところについて、指摘されておられたことについて、会議時間がかなり経過しているので、次回、協議をすることにしたいと思うが、いかがか。

○柳楽委員

今後、細かい内容で検討しないといけないと思うところを各会派から上げればよいか。

○岡本委員長

先ほど挙げられたものである。

○柳楽委員

公明クラブから提案したものについて、具体的にはどこの部分と指摘していなかった。

○岡本委員長

事務局と協議後、各委員に案内し、また協議してもらうことでよろしくお願ひする。

○大谷委員

確認であるが、条文の改正はしないという確認は、しなくてよいのか。

○岡本委員長

条文の改正について確認があったが、各委員の意見では条文を変えるということではなく、細目についての指摘であったという認識でよいか。

(「はい」という声あり)

○大谷委員

達成に向けての協議を引き続き行うことでよいか。

○岡本委員長

そのような形で考えている。

3 その他

○岡本委員長

その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

次回の日程について。

○下間局長

確認の部分で済むのであれば、LINE WORKSを使って意見をいただきながら、それまでのところで案を作つて、全員協議会が終わってすぐに議会運営委員会に切り替えることにしようか。

○岡本委員長

次回は、2月6日の全員協議会の終了後に開催する。資料については、事前に事務局から皆にLINE WORKSでお知らせをして検討してもらうことで、よろしくお願ひする。

本日の内容について、各会派で協議してもらうようお願ひする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[16 時 11 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友